

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成20年6月5日

住所 佐賀県杵島郡江北町大字下小田3305番地1
 氏名 株式会社 イワフチ
 代表取締役 岩淵 慶太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

佐賀県知事 古川



許可の年月日	平成20年6月5日	許可番号	佐賀県指令20循環第010004号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類：廃プラスチック類の破碎施設、木くずの破碎施設 廃棄物の種類：紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず並びに廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。） （石綿含有産業廃棄物を含まない。） （変更内容：設置位置の変更）		
設置場所	佐賀県武雄市北方町大字大崎5147-2 以下余白		
処理能力	廃プラスチック類：4.8t/時間、38.4t/日（8時間） 木くず：4.1t/時間、33.1t/日（8時間） 以下余白		
許可の条件	余白		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		